

改正

平成3年8月26日告示第195号

平成4年3月31日告示第99号

平成6年3月31日告示第158号

平成8年7月23日告示第298号

平成9年2月27日告示第227号

平成9年7月15日告示第496号

平成10年7月21日告示第287号

平成11年3月18日告示第228号

平成11年6月30日告示第379号

平成15年3月31日告示第496号

平成16年3月31日告示第367号

平成17年3月30日告示第369号

平成19年3月30日告示第62号

平成19年6月29日告示第129号

平成21年3月31日告示第71号

平成22年6月25日告示第149号

平成23年12月26日告示第243号

平成24年12月28日告示第269号

平成25年3月29日告示第61号

平成26年9月30日告示第223号

平成27年3月25日告示第54号

平成27年3月31日告示第86号

令和4年3月31日告示第92号

令和5年3月31日告示第76号

鶴ヶ島市重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の12及び鶴ヶ島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第26号）第33条第2項の規定に基づき、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の日常生活上の便宜を図るための用具（以下「日常生活用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）を行う重度障害者等日常生活用具給付等事業（以下「事業」という。）を実施することにより、障害者等の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

（日常生活用具の種目等）

第2条 給付等の対象となる日常生活用具の種目、品目、性能等は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 別表第1の品目の欄の住宅改修費は、障害者等が居住する住宅について行われるものとし、当該住宅が借家である場合は、家主の承諾を必要とするものとする。

（対象者）

第3条 日常生活用具の給付対象者は、市内に住所を有し、別表第1の品目の欄に応じた対象者の欄に掲げる障害者等であって、市長が給付等の必要があると認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は対象としない。

（1）障害者等及びその属する他の世帯員のうちいずれかの者について、給付等を受ける月の属する年度（給付等を受ける月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額が46万円以上であるもの

（2）介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく施策により、この事業による日常生活用具の給付等と同様の貸与又は支給を受けることができる者

3 日常生活用具の貸与対象者は、第1項に掲げる者であって、障害者等又はその属する世帯の世帯員のすべてが市町村民税を課されていないものとする。

（給付等の申請）

第4条 日常生活用具の給付等を受けようとする者（現にその者を扶養している者を含む。以下「申請者」という。）は、様式第1号の鶴ヶ島市重度障害者等日常生活用具給付・貸与申請書又は様式第2号の鶴ヶ島市重度障害者等日常生活用具（住宅改修費）給付申請書に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に際し、関係書類の添付を要しないと認めるときは、これを省略させることができる。

3 申請者は、別表第1の品目の欄の点字図書の申請に際しては、点字出版施設が発行する様式第3号の点字図書発行証明書を添えなければならない。

(調査等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、必要な調査を行い、様式第4号の調査書（日常生活用具給付事業）又は様式第5号の調査書（住宅改修費給付事業）を作成し、給付等の可否を審査するものとする。

(給付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による審査の結果、日常生活用具の給付を行うことを決定したときは、様式第6号の鶴ヶ島市重度障害者等日常生活用具給付決定通知書又は様式第7号の鶴ヶ島市重度障害者等日常生活用具（住宅改修費）給付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による給付の決定に際しては、様式第8号の鶴ヶ島市重度障害者等日常生活用具給付券又は様式第9号の鶴ヶ島市重度障害者等日常生活用具（住宅改修費）給付券を交付するものとする。この場合において、当該決定が点字図書に係るものにあつては、点字図書発行証明書を証明印を押印して交付するものとする。

(貸与の決定)

第7条 市長は、第5条の規定による審査の結果、日常生活用具の貸与を行うことを決定したときは、様式第10号の鶴ヶ島市重度障害者等日常生活用具貸与決定通知書により申請者に通知するものとする。

(申請の却下)

第8条 市長は、第5条の規定による審査の結果、給付等を行わないことを決定したときは、様式第11号の重度障害者等日常生活用具（住宅改修費）給付・貸与却下通知書により申請者に通知するものとする。

(給付等)

第9条 第6条第1項による給付の決定を受けた者（現にその者を扶養している者を含む。以下「被給付者」という。）は、同条第2項による鶴ヶ島市重度障害者等日常生活用具給付券又は鶴ヶ島市重度障害者等日常生活用具（住宅改修費）給付券並びに点字図書発行証明書を当該日常生活用具の納入等を行う業者等（以下「納入業者」という。）に提出して給付を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、被給付者が償還払いによる日常生活用具の給付を希望し、償還払い

による日常生活用具の給付が必要と認められる場合には、鶴ヶ島市重度障害者等日常生活用具等給付決定通知書を受けた被給付者に限り、業者から直接日常生活用具を購入ができるものとする。ただし、排泄管理支援用具及び住宅改修費の給付については、償還払いによる給付の対象としないこととする。

(費用の一部負担)

第10条 被給付者は、当該日常生活用具の給付に要する費用の一部を負担しなければならない。

2 前項の規定により負担する額（以下「自己負担額」という。）は、別表第2によるものとし、納入業者に直接支払うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、給付を受けた日常生活用具が点字図書である場合の自己負担額は、当該点字図書を点字翻訳する以前の一般図書の購入価格相当額とする。

4 前条第2項の規定により、日常生活用具の給付を受けた場合において、被給付者等が公費負担額の交付を受けようとするときには、鶴ヶ島市重度障害者等日常生活用具給付券及び点字図書発行証明書、領収書その他当該給付に要した経費がわかる書類を添えて市長に請求するものとする。ただし、請求する金額は、前項の規定により自己負担額を控除した額を支払うものとする。

(納入業者への支払)

第11条 市長は、納入業者から鶴ヶ島市重度障害者等日常生活用具給付券又は鶴ヶ島市重度障害者等日常生活用具（住宅改修費）給付券を添えて日常生活用具の給付に係る費用の請求があったときは、当該日常生活用具の給付に要した費用から前条の規定による自己負担額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表第1の基準額の欄に定める額の範囲内とする。

(給付等の条件)

第12条 被給付者は、当該日常生活用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、被給付者が前項の条件に反したときは、被給付者に対し当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

3 日常生活用具の貸与を受けた者（現にその者を扶養している者を含む。以下「被貸与者」という。）は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

(1) 貸与を受けた日常生活用具を当該貸与の目的に反して使用しないこと。

(2) 貸与を受けた日常生活用具をき損又は滅失したときは、速やかに市長にその状況を報告し、その指示に従うこと。

(3) 貸与を受けた日常生活用具を必要としなくなったとき又は当該貸与の目的に反したときは、速やかに当該日常生活用具を市長に返還すること。

(貸与期間等)

第13条 日常生活用具の貸与は無償とし、貸与期間は、被貸与者が転居、障害者支援施設等への入所その他の事情により当該日常生活用具を必要としなくなるまでの間とする。

(給付の限度)

第14条 既に給付を受けている日常生活用具と同一の品目の日常生活用具の再給付に係る申請については、前回の給付日より別表第1の耐用年数の欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として認めないものとする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

2 前項に規定する期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合又は当該用具の操作機能の改善等による使用効果の向上が認められる場合に限り、再給付することが可能であるものとする。

3 住宅改修費の給付は、原則として1回のみとする。

4 点字図書の給付は、対象者1人につき、1年度中に6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものは、この限りでない。

(排泄管理支援用具の特例)

第15条 市長は、障害者等の申請の手続の利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次のとおり鶴ヶ島市重度障害者等日常生活用具給付券を交付することができるものとする。

(1) 暦月を単位として2か月ごとに鶴ヶ島市重度障害者等日常生活用具給付券1枚を交付すること

(2) 別表第1の基準額(月額)の範囲内で1か月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍(2か月分)の額を鶴ヶ島市重度障害者等日常生活用具給付券1枚に記載して交付すること

(3) 鶴ヶ島市重度障害者等日常生活用具給付券を、申請1回につき3枚(半年分)まで一括交付すること

(台帳)

第16条 市長は、事業の状況を明確にするため、次に掲げる台帳を整備するものとする。

(1) 重度障害者等日常生活用具給付台帳(様式第12号)

(2) 重度障害者等日常生活用具(住宅改修費)給付台帳(様式第13号)

- (3) 点字図書給付台帳（様式第14号）
- (4) 重度障害者等日常生活用具貸与台帳（様式第15号）
- （その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年告示第195号）

この告示は、平成3年9月1日から施行する。

附 則（平成4年告示第99号）

この告示は、平成4年3月31日から施行する。

附 則（平成6年告示第158号）

この告示は、平成6年3月28日から施行する。

附 則（平成8年告示第298号）

この告示は、平成8年7月23日から施行する。

附 則（平成9年告示第227号）

この告示は、平成9年2月27日から施行する。

附 則（平成9年告示第496号）

この告示は、平成9年7月15日から施行する。

附 則（平成10年告示第287号）

この告示は、平成10年7月21日から施行する。

附 則（平成11年告示第228号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年告示第379号）

この告示は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成15年告示第496号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年告示第367号）

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

2 紙おむつの給付に係る費用の一部負担については、第7条の規定にかかわらず、当分の間、給付費用の一割に相当する額を負担するものとする。ただし、給付対象者が生活保護法（昭和25年

法律第144号)による被保護世帯及び市民税非課税世帯に属する場合においては負担を要しないものとする。

附 則 (平成17年告示第369号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第62号)

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に決定された日常生活用具の給付等については、なお従前の例による。

(障害児の紙おむつ給付に係る経過措置)

3 この告示の施行前に紙おむつの給付を受けている満5歳未満の障害児については、満5歳に達するまで引き続き給付を受けることができるものとする。

附 則 (平成19年6月29日告示第129号)

1 この告示は、平成19年7月1日から施行する。

2 この告示の施行前に申請を受けた日常生活用具の給付等については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月31日告示第71号)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

2 この告示の施行前に申請を受けた日常生活用具の給付等については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年6月25日告示第149号)

1 この告示は、平成22年7月1日から施行する。

2 この告示の施行前に申請を受けた日常生活用具の給付等については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年12月26日告示第243号)

1 この告示は、平成23年12月26日から施行する。

2 この告示の施行の日前に申請のあった日常生活用具の給付等に係る対象者及び自己負担額については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年12月28日告示第269号)

1 この告示は、平成24年12月28日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定は、この告示の施行の日以後の給付の申請について適用し、同日前の給付の申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月29日告示第61号)

(施行日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(鶴ヶ島市難病患者等日常生活用具給付実施要綱の廃止)

2 鶴ヶ島市難病患者等日常生活用具給付実施要綱（平成9年告示第426号）は、廃止する。

(経過措置)

3 改正後の別表第1の規定は、この告示の施行の日以後の給付の申請について適用し、同日前の給付の申請については、なお従前の例による。

4 廃止前の鶴ヶ島市難病患者等日常生活用具給付実施要綱第5条の規定により給付の認定を受けたものは、改正後の鶴ヶ島市重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱第6条の規定により給付の認定を受けたものとする。

附 則（平成26年9月30日告示第223号）

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日告示第54号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定は、この告示の施行の日以後の給付の申請について適用し、同日前の給付の申請については、なお従この前の例による。

附 則（平成27年3月31日告示第86号）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第92号）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第76号）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

種 目	区 分	品目	対象者	年齢要 件	性能	耐用年数	基準額
						(年)	(円)
介 護 ・ 付 訓		特殊寝台	(1)下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上	18歳以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整	8	154,000

練 支 援 用 具		の者 (2)寝たきりの状態にある難病患者	年齢制限なし	できる機能を有するもの		
	給 付	特殊マット (1)知的障害の程度が重度又は最重度の者 (2)下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の身体障害児 (3)下肢又は体幹機能障害の程度が1級の常時介護を要する身体障害者 (4)寝たきりの状態にある難病患者	原則として3歳以上 原則として3歳以上～17歳 18歳以上 年齢制限なし	じょくそうの防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5	19,600
	給 付	特殊尿器 (1)下肢又は体幹機能障害の程度	原則として学 齡児以	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るも	5	67,000

		が1級で、常時介護を要する者 (2)自力で排尿できない難病患者	上 年齢制限なし	の		
給付	入浴担架	下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上で、入浴に介助を要する者	原則として3歳以上	対象者を担架に乗せたままりフト装置により入浴させるもの	5	82,400
給付	体位変換器	(1)下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上で、下着の交換等に当たって介助を要する者 (2)寝たきりの状態にある難病患者	原則として学齢児以上 年齢制限なし	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5	15,000
給付	移動用リフト	(1)下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上の者	原則として3歳以上	介護者が対象者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く)	4	159,000

		(2) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	年齢制限なし			
給付	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	原則として3歳以上	原則として付属のテーブルをつけるもの	5	33,100
給付	訓練用ベッド	(1) 下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上の身体障害児 (2) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	学齢児以上～17歳 年齢制限なし	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8	159,200
自立生活支援用具給付	入浴補助用具	(1) 下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上で、入浴に介助を要する者 (2) 入浴に介助を要する難病患者	原則として3歳以上 年齢制限なし	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの（ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く）	8	90,000
給付	便器（手す	(1) 下肢又は	原則と	対象者が容易に使用し得	8	4,450

付	り取付け可)	は体幹機能障害の程度が2級以上の者 (2)常時介護を要する難病患者	して学齢児以上 年齢制限なし	るもの(手すりをつけることができるもの)(ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く)		5,400 (便器に手すりをつけた場合)
給付	頭部保護帽	(1)平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害者 (児)で、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある者 (2)知的障害の程度が重度又は最重度の者 (3)精神障害者(児)で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	年齢制限なし	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの。 A スポンジ及び革を主材料としているもの B スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	3	A : 12,768 B : 30,870

自立生活支援用具	給付	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害者（児）	原則として学齢児以上	対象者が容易に使用し得るもの	3	木製：2,266 軽金属製：3,090
	給付	移動・移乗支援用具 （旧・歩行支援用具）	（1）平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者 （2）下肢が不自由な難病患者	原則として3歳以上 年齢制限なし	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8	60,000
	給付	特殊便器	（1）知的障害の程度が重度又は最重度で、訓練を行なっても自ら排便後の処理が困難な者 （2）上肢障	原則として学齢児以上 原則と	足踏ペダルで温水温風を出せるもの（ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く）	8	151,200

		害の程度が 2級以上の 者 (3)上肢機 能に障害の ある難病患 者	して学 齢児以 上 年齢制 限なし			
給 付	トイレチェ ア	頸髄損傷等 により、通常 の便座上で 座位を保て ない身体障 害者(児)	年齢制 限なし	椅子様の形状をし、座位 を保ったまま排便が可能 なもの	—	81,000
給 付	車椅子用段 差昇降機	常時車椅子 を使用する 身体障害者 (児)	年齢制 限なし	地面と屋内床面の高低差 が1m程度の場合であつ て、車椅子に乗ったまま の状態での昇降が可能なも の	—	260,000
給 付	火災警報器	火災発生の 感知及び避 難が著しく 困難な障害 者のみの世 帯及びこれ に準ずる世 帯で次の者 (1)知的障 害の程度が 重度又は最	年齢制 限なし	室内の火災を煙又は熱に より感知し、音又は光を 発し屋外にも警報ブザー で知らせ得るもの	8	15,500

		<p>重度の者</p> <p>(2) 3級以上の身体障害者(児)</p> <p>(3) 1級 of 精神障害者(児)</p>				
給付	自動消火器	<p>火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯</p>	<p>年齢制限なし</p>	<p>室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの</p>	8	28,700
給付	電磁調理器	<p>(1) 視覚障害の程度が2級以上の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</p> <p>(2) 知的障害の程度が重度又は最重度の者</p>	<p>18歳以上</p>	<p>対象者が容易に使用し得るもの</p>	6	41,000
給付	歩行時間延長信号機用小型送信機	<p>視覚障害の程度が2級以上の者</p>	<p>原則として学齢児以</p>	<p>対象者が容易に使用し得るもの</p>	10	7,000

			上				
	給付	視覚障害者用誘導装置	視覚障害を有する身体障害者（児）で、音声による誘導を必要とする者	年齢制限なし	音声による目的地（位置）等の確認が可能となるもの	—	56,000
	給付	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害の程度が2級以上の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯	18歳以上	音・音声及び言語を視覚又は触覚で知覚できるもの	10	87,400
	給付	携帯用信号装置	聴覚障害を有する身体障害者（児）で、視覚・触覚によらなければ呼び出し等に応じることができない者	年齢制限なし	送信機と受信機を1組とし、送信機による合図（呼出し）が触覚等により知覚できるもので携帯可能なもの	—	18,000
在宅療養	給付	透析液加温器	腎臓機能障害の程度が3級以上で、自己連続携	原則として3歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5	51,500

等 支 援 用 具		行式腹膜灌 流法(CAP D)による透 析療法を行 なう者				
	給 付	ネブライザ ー	(1)呼吸器 機能障害の 程度が3級 以上又は同 程度の身体 障害者(児) で、吸入加湿 処置により 呼吸に伴う 負担の軽減 を図るため 必要と認め られる者 (2)呼吸器 機能に障害 のある難病 患者	年齢制 限なし	対象者が容易に使用し得 るもの	5 36,000
	給 付	電気式たん 吸引器	(1)呼吸器 機能障害の 程度が3級 以上又は同 程度の身体 障害者(児) で、必要と認	年齢制 限なし	対象者が容易に使用し得 るもの	5 56,400

		められる者 (2)呼吸器 機能に障害 のある難病 患者				
給 付	吸引器・ネ ブライザー両 用器	(1)呼吸器 機能障害の 程度が3級 以上又は同 程度の身体 障害者(児) で、必要と認 められる者 (2)呼吸器 機能に障害 のある難病 患者	年齢制 限なし	対象者が容易に使用し得 るもの	5	69,000
給 付	酸素ボンベ 運搬車	医療保険に おける在宅 酸素療法を 行なう者	年齢制 限なし	対象者が容易に使用し得 るもの	10	17,000
給 付	盲人用体温 計 (音声式)	視覚障害の 程度が2級 以上の者の みの世帯及 びこれに準 ずる世帯	原則と して学 齢児以 上	対象者が容易に使用し得 るもの	5	9,000
給 付	盲人用体重 計	視覚障害の 程度が2級	18歳以 上	対象者が容易に使用し得 るもの	5	18,000

		以上の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯				
	給付	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメータ） （一）	（一）呼吸器機能障害の程度が3級以上又は同一程度の身体障害者（児）で、人工呼吸器の装着が必要な者 （二）人工呼吸器の装着が必要な難病患者	年齢制限なし	対象者が容易に使用し得るもの	5 157,500
情報・意思疎通支援用具	給付	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害又は肢体不自由を有する者で、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者（児）	原則として学齢児以上	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	5 98,800
	給付	情報・通信支援用具		原則として学齢児以	障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソ	— 100,000

		(1)視覚障害2級以上の者 (2)上肢障害2級以上の者	上	フト 視覚障害者(児)：画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等 上肢機能障害者(児)：インテリキー、ジョイスティック等		
給付	点字ディスプレイ	視覚障害の程度が2級以上の者で、必要と認められる者	原則として18歳以上	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6	383,500
給付	点字器	視覚障害の程度が2級以上の者	原則として学齢児以上	対象者が容易に使用し得るもので次のとおりとする (1) 標準型 A 両面書真鍮板製 B 両面書プラスチック製 (2) 携帯用 A 片面書アルミニウム製 B 片面書プラスチック製	標準型：7 携帯用：5	標準型A：10,712 標準型B：6,798 携帯用A：7,416 携帯用B：1,699
給付	点字タイプライター	視覚障害の程度が2級以上の者で、就労若しくは就学して	原則として学齢児以上	対象者が容易に使用し得るもの	5	63,100

			いる者又は 就労が見込 まれている 者				
情報 ・ 意 思 疎 通 支 援 用 具	給 付	視覚 障害者 用ポー ダブル レコー ダー	録音 再生 機	視覚障害の 程度が2級 以上の者	原則と して学 齢児以 上	音声等により操作ボタ ンが知覚又は認識でき、か つ、D A I S Y方式によ る録音並びに当該方式によ り記録された図書の再 生が可能な製品であっ て、対象者が容易に使用 し得るもの	6 35,000
			再生 専用 機				85,000
	給 付	視覚障害者 用活字文書読 上げ装置		視覚障害の 程度が2級 以上の者	原則と して学 齢児以 上	活字と同一紙面上に掲載 された、当該活字をコー ド化した情報を読み取 り、当該活字情報を音声 により伝える機能を有す るもの	6 99,800
	給 付	視覚障害者 用拡大読書器		視覚障害を 有する身体 障害者（児） で、本装置に より文字等 を理解する	原則と して学 齢児以 上	画像入力装置を読みたい もの（印刷物等）の上に 置くことで、簡単に拡大 された画像（文字等）を モニターに映し出したり 音声が出るもの	8 198,000

			ことが可能 になる者				
給 付	盲人 用時計	触読 時計	視覚障害の 程度が2級	原則と して18	対象者が容易に使用し得 るもの	10	10,300
		音声 時計	以上の者(音 声時計は、原 則として手 指の触覚に 障害がある 等のため触 読式時計の 使用が困難 な者を原則 とする。)	歳以上			13,300
給 付	聴覚障害者 用通信装置	聴覚障害又 は発声・発語 に著しい障 害を有する 身体障害者 (児)で、コ ミュニケー ション、緊急 連絡等の手 段として必 要と認めら れる者	原則と して学 齡児以 上		一般の電話に接続するこ とができ、音声の代わり に、文字等により通信が 可能な機器であり、対象 者が容易に使用できるも の	5	71,000
給 付	聴覚障害者 用情報受信装 置	聴覚障害を 有する身体 障害者(児)	年齢制 限なし		映像、字幕及び手話通訳 付き番組並びに災害時の 聴覚障害者向け緊急情報	6	88,900

			で、必要と認められる者		などを受信し、かつ地上波放送に字幕及び手話通訳を合成する機能を有するもの		
給付	文字放送ラジオ		聴覚障害を有する身体障害者（児）で、必要と認められる者	年齢制限なし	F M文字多重放送の受信が可能なもの	—	23,000
給付	人工 喉頭	笛式	喉頭摘出者	年齢制限なし	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4	笛式：5,150
		電動式			顎下部等にあてた電動板を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5	電動式：72,203
貸与	福祉電話		難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及	年齢制限なし	対象者が容易に使用し得るもの	—	83,300

			びファックス被貸与者で、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯					
	給付	点字図書	視覚障害を有する身体障害者（児）で、主に情報の入手を点字によっている者	年齢制限なし	点字により作成された図書（月刊や週刊で発行される雑誌類を除く）	—	点字図書価格	
排泄管理支援	給付	ストマ用装具	消化器系	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害を有する者で、ストマ造設（永久増設に限る）をしている者	年齢制限なし	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋	月額：8,858	
			尿路系	ストマ造設（永久増設に限る）をしている者		低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの	月額：11,639	
用具	給付	紙おむつ	ストマ用装具代替品	(1)ぼうこう又は直腸機能障害を有する者で、ストマの变形等により	原則として3歳以上	紙おむつ、洗腸用具、サ ラシ・ガーゼ等衛生用品	—	月額：12,000

			ストマ用装 具を装着で きない者又 は二分脊椎 による排尿 機能障害若 しくは排便 機能障害を 有する者 (2)脳性麻 痺等脳原性 運動機能障 害により排 泄の意思表 示が困難な 身体障害者 (児)				
			(1)知的障 害の程度が 中度以上の 者で、常時紙 おむつを使 用している 者 (2)下肢又 は体幹機能 障害3級以 上の身体障 害者(児)で、	5歳以 上65歳 未満 (ただ し、40 歳以上 65歳未 満で介 護保険 法によ る要介 護認定	紙おむつ	—	大人用：7,000 子ども用：6,000

		常時紙おむつを使用している者	等の対象となる者を除く。)		
給付	収尿器	高度の排尿機能障害を有する身体障害者（児）	原則として3歳以上	採尿器とストマ用装具（尿路系）で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	— 男性用普通型：7,931 男性用簡易型：5,871 女性用普通型：8,755 女性用簡易型：6,077
居宅生活動作補助用具	住宅改修費	（1）下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する3級以上の身体障害者（児）（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害	学齢児以上	次に掲げる対象者の居宅生活動作を円滑にする用具の設置により小規模な住宅改修を伴うもの。 （1）手すりの取付け （2）段差の解消 （3）滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 （4）引き戸等への扉の取替え その他（1）～（4）の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	— 200,000

		2級以上の者。)			
		(2)下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	年齢制限なし		

別表第2 (第10条関係)

世帯の階層区分		自己負担額	自己負担上限月額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けている世帯	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	0円	0円
C	市町村民税所得割額が3万3千円未満の世帯	給付費用の10/100に相当する額	10,000円
D	市町村民税所得割額が3万3千円以上23万5千円未満の世帯	給付費用の10/100に相当する額	20,000円
E	市町村民税所得割額が23万5千円以上46万円未満の世帯	給付費用の10/100に相当する額	上限額なし

備考

- 1 住民基本台帳上の世帯を原則とし、当該年度（給付等を受ける月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）の市町村民税の所得割の額によって、認定するものとする。ただし、18歳以上の障害者の世帯範囲は「障害者及び配偶者」とする。
- 2 「市町村民税非課税世帯」とは、世帯員が当該年度（給付等を受ける月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）において市町村民税が課されていない（地方税法第323条の規定により免除されている場合を含む。）世帯をいう。